

# ◆令和7年度 久米島町立幼稚園預かり保育募集要項◆

令和7年度 久米島町立幼稚園における預かり保育利用園児募集を次のとおり行います。

## ▲申込についての注意▲

### ◎対象幼児 久米島町立幼稚園に在園する5歳児で保育を希望する者

○申込受付期間 令和6年11月20日（水）～ 12月13日（金）※土日祝は除く

○申込受付場所 久米島町教育委員会（博物館内） 8時30分～17時00分

※4月から希望する方は、入園申込と併せてご提出ください。

## 【提出書類】

- ①「預かり保育申込書」
- ②「子どものための教育・保育支給認定変更申請兼子育てのための施設等利用給付認定申請書」  
※幼稚園入園申込に提出する様式と同じです。
- ③下記の「保育を必要とする事由に該当する証明書類」（就労証明書等）

（例）両親で自営業→父・母1部ずつ就労証明書+確定申告書コピー（経営者or事業専従者なのか等就労形態を確認するため）

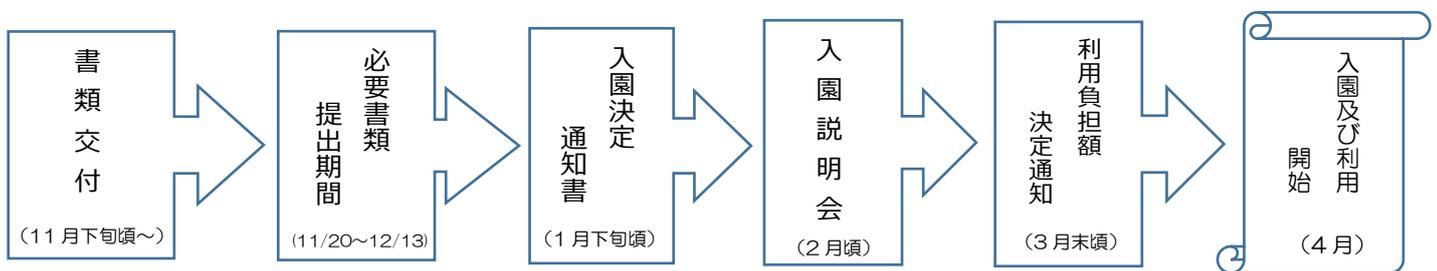
保育を必要とする事由	期間	提出書類 ※該当する書類は父・母それぞれの提出が必要です。
1. 就労	就労を常態としている期間 ※月64時間以上就労していること	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">自営業以外の就労</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書 <span style="color: red;">★指定様式</span></li> </ul> <p>※各休業（病休・産休・育休・介護休等）を取得している（から復帰した）期間延長した方も対象</p>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">自営業（農林水産業含む）</div> <p>（1）～（3）の書類の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）就労証明書</li> <li>（2）確定申告書のコピー（専従者も同様）</li> <li>（3）その他事業を行っていることが客観的にわかる書類</li> </ul> <p>※①～④のいずれかに該当する場合、指定している全ての書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①営業収入申告・専従者申告をしているなど、税申告内容で就労の事実が確認できる場合 → 不要</li> <li>②最近新規開業した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア「開発業等届出書（控）」の写し</li> <li>イ「営業許可証」の写しなど事業開始がわかるもの</li> <li>ウ 作業日報</li> <li>エ 収支内訳書の写しなど収支がわかるもの（直近3か月分）</li> </ul> </li> </ul>

		③新規で農業を始めた場合 ア「農業従事者資格証明書」など農業従事者であることがわかるもの イ 作業日報 ウ 収支内訳書の写しなど収支がわかるもの（直近3か月分） ④個人受託者 ア「業務請負（受託）契約書」など請負（受託）内容がわかるもの イ 収支内訳書の写しなど収支がわかるもの（直近3か月分）
2. 妊娠・出産	産前2ヵ月以内産後3ヵ月以内	親子健康（母子）手帳の写し
3. 保護者の疾病・障害	保育が困難な期間	各手帳の写し又は診断書
4. 親族の介護等	介護等が必要な期間	看護・介護事実の証明書 ★指定様式 （看護・介護を受けている者の診断書、手帳等、認定書の写し）
5. 災害復旧	状況がなくなるまで	罹災証明書
6. 求職活動	3ヵ月以内	ハローワークカードの写し 求職中に伴う同意書 ★指定様式
7. 就学	終了月の月末まで	在学証明書＋就学時間のわかるもの
8. 上記以外	前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして教育長が認める場合	必要であれば提出を要求します ★指定様式

※提出書類様式については、申込場所（教育委員会）で受け取り、または久米島町HPからダウンロードしてください。

※内定が出た場合でも、年度当初に加配職員が配置できない場合は、預かり利用待機となる場合があることをご了承ください。

## 手続きから預かり保育利用までの流れ



### 【実施期間】

令和7年4月4日（木）～ 令和8年3月25日（予定）

### 【実施時間】

- ・月曜日 ～ 金曜日 : 14時 ～ 18時
- ・長期休業期間（夏休み等） : 8時 ～ 18時

## 【休園日】

土日・祝日、慰霊の日、夏季・冬季休業日等長期休業日、学校閉庁日、その他園長の指定した日（運動会の振替休日等）

## 【預かり保育料】

○日額450円

※ただし、無償化の対象者（施設等利用給付認定を受けた場合）については、預かり保育料の利用者負担額は  
ありません。

※18時以降にお迎えが発生した際は、ペナルティ料を徴収します。

※18時以降のお迎えが1月で頻繁にある場合、対象者へ預かり利用の停止を申し付けます。

※ペナルティ料は納付期限を過ぎた場合も上記同様、対象者へ預かり利用の停止を申し付けます。

## 【預かり保育の降園】

預かり保育の延長はありませんので、18時までに保護者が責任を持ってお迎えをお願いします。

お迎えは、原則として保護者（父・母）でお願いします。保護者以外のお迎えの場合、18歳以上尚且つ、事前にご連絡が必要となります。

※預かり保育を希望する園児は、降園時のスクールバスを利用できません。

## 【その他】

- ◆支給認定は行いますが、支給認定証は送付致しませんので、必要な場合は教育委員会へご連絡ください。
- ◆年度途中で利用を開始する場合、利用希望日から2週間前までに必要書類の提出をしてください。2週間前までの提出が出来ない場合は、委員会からより利用開始日の指定を行います。
- ◆必要書類は全てそろえて提出してください。不備がある場合は、受付できません。
- ◆必要に応じてその他必要書類を提出していただくことがあります。